

令和4年11月14日

保 護 者 様

大阪市立難波中学校
校長 鍋谷 賀都緒
(生活指導部)

防寒着・防寒具の着用について

寒さがきびしくなってきたため、11月15日(火曜日)から、防寒着・防寒具を着ても良いこととします。

なお、本校で着てもよい防寒着、防寒具は次の通りです。

1 身に着けてもよい防寒着・防寒具

- ※ 高校受験などでも着ることができる服装に準じて、ルールを定めています。
- ※ 派手でない物、落ち着いたデザインの物を準備してください。

- | | |
|----------|-----------------------------|
| ① 外に着るもの | ジャンパー、コート、パーカー(前開きのタイプのみ)など |
| ② 中に着るもの | ニット(セーター)、カーディガン、トレーナー |
| ③ 防 寒 具 | 手袋、マフラー、ネックウォーマー |
| ④ そ の 他 | タイツ(黒・ベージュのみ)、ひざかけ |

2 注意点

- 防寒着は、必ず冬服(学ラン・冬用セーラー服)の上に、着るようにしてください。
- 冬服を着て、防寒具を身に着けてください。
- 男子はカッターシャツを必ず着ること。
- 標準服の中に、(フードを隠して)パーカーを着てはいけません。
- 防寒具として、耳当てや帽子を身に着けることは認めていません。
- ひざかけは、担当の先生が認める場合、教室の中で使ってもよいこととします。
- カイロを使うことも認めますが、投げたりして中身が出てしまうと大変危険ですので、使う場合は十分に気をつけてください。
- 新型コロナウイルス感染症対策で、今年度も引き続き、教室の換気を実施しています。それに伴って、特別に校内で防寒着を着ることを認めています。